養育医療の対象

法第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入 院養育を必要と認めたものとする。

なお、法第6条第6項にいう諸機能を得るに至っていないものとは、例えば、次のいずれかの症状等を有している場合をいう。

- 1 出生時体重が2,000グラム以下のもの
- 2 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状を 示すもの
 - (1) 一般状態
 - ア 運動不安、痙攣があるもの
 - イ 運動が異常に少ないもの
 - (2) 体温が摂氏34度以下のもの
 - (3) 呼吸器、循環器系
 - ア 強度のチアノーゼが持続するもの
 - イ チアノーゼ発作を繰り返すもの
 - ウ 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にある もの
 - エ 呼吸数が毎分30以下のもの
 - オ 出血傾向の強いもの
 - (4)消化器系
 - ア 生後24時間以上排便のないもの
 - イ 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
 - ウ 血性吐物、血便性があるもの
 - (5) 黄疸

生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの